

魚病対策促進協議会

(第10回)

農林水産省消費・安全局

魚病対策促進協議会

令和6年3月25日（月）

14：28～16：39

Web会議（座長、副座長、事務局のみ
農林水産省6F会議室 ドア本628）

議 事 次 第

議題

- （1）魚病をめぐる状況
- （2）効果的な感染症対策の在り方
- （3）遠隔診療の推進
- （4）水産用医薬品の使用基準の見直し
- （5）魚病対策の迅速化に向けた更なる対応

午後2時28分 開会

○馬場班長 時間より早いですけれども、皆さんおそろいなので、ただいまから第10回魚病対策促進協議会を開催しようと思います。

本日はお忙しい中御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症対策もございまして、廣野座長及び和田副座長のみ農水省にお越しいただき、ほかの委員の皆様方はウェブ参加による開催といたしました。また、本日は森友委員が残念ながら御欠席で、後で参加されるかもしれないとはおっしゃっていましたが、15名の委員の方々に参加いただいております。

報道関係者を含め傍聴の方はウェブで御参加いただいております。通信状況によっては不具合の生じる場合もあるかと存じますが、どうぞ御容赦願いたいと思います。不具合が発生した場合は、チャット機能又は先日事務局から御連絡差し上げております連絡先まで直接御連絡いただけたらと思います。

また、今回の協議会の傍聴はMicrosoft Teamsを用いて行っております。冒頭カメラ撮りなしということですが、御容赦いただきたいと思います。

また、傍聴の方々は終始カメラオフとミュートをお願いいたします。

それでは、冒頭、消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室、阿部室長より御挨拶申し上げます。阿部室長、お願いします。

○阿部室長 皆さん、こんにちは。消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長をしております阿部でございます。

委員の皆様には置かれましては、御多用のところ、また、年度末で本当にお忙しいところ、本促進協議会に御参加いただき誠にありがとうございます。今回もウェブでの開催とさせていただきましたが、廣野座長と和田副座長におかれましては対面での御参加を頂いております。本日はよろしく願いいたします。

本促進協議会ですが、もう今回が10回目となるんですけれども、これまでの議論で魚病対策の迅速化という課題への対応につきまして、本促進協議会で取り上げた項目の方向性を明確にさせていただきました。我々としましては、魚病対策を進めていくことに迷うことなくスピード感をもってこれまで施策の実施に取り組むことができるようになりました。本当に促進協議会の委員の皆様のお陰でございます。

前回の促進協議会から1年ぶりの開催となりましたけれども、その間、委員の皆様には御協力を頂きながら魚病対策の専門家のスキルアップ、遠隔診療の推進などを進めてまいり

ました。また、水産用医薬品の使用基準の見直し等に関連した取組につきましては、本促進協議会での度重なる議論の末に選定した疾病について、いずれも研究機関による基礎研究の段階から製薬メーカーによる上市、開発の段階へと移行しており、着実に前に進んできております。

本日も以上の内容について、改めてこの1年間の取組を御説明させていただきます。議題が盛りだくさんでございますけれども、全て魚病対策の迅速化につながる内容であり、引き続き委員の皆様と御相談をしながら着実に進めてまいりたいと考えております。

本日は限られた時間の中でできる限り委員の皆様から御意見を頂く時間を多く取れるよう資料説明等に心がけますので、委員の皆様には余すことなく御意見を頂ければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますけれども、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○馬場班長 ありがとうございます。

本日の議事についてですけれども、お配りしております次第のとおり議題が五つ、議題1、魚病をめぐる状況、議題2、効果的な感染症対策の在り方、議題3、遠隔診療の推進、議題4、水産用医薬品の使用基準の見直し、議題5、魚病対策の迅速化に向けた更なる対応とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第の3ポツに配付資料ということで一覧を並べさせていただいております。全部で8点でございますが、資料の不足等がある場合は事務局にお申出ください。

また、議事録作成のため、御発言いただく際は挙手機能を用いるかチャット機能で挙手と操作ください。挙手又はチャットを確認いたしましたら、事務局から指名させていただきますので、マイクのミュートをオフにして御発言ください。また、御発言時はお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

これから議事進行を座長の廣野委員にお願いします。また、進行の補佐を座長代理の和田委員にお願いいたします。また、Wi-Fi回線の負荷を低減させるために、これ以降、こちらからのビデオをオフにさせていただきます。

それでは、廣野座長、よろしくお願いいたします。

○廣野座長 座長の廣野です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、議事の円滑な進行に御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、事務局から資料1、魚病をめぐる状況について説明をよろしくお願いいたします。

○阿部室長 それでは、資料1を御説明させていただきます。魚病をめぐる状況ということでございます。

まず、国内における魚類養殖産出額及び魚種の割合を示しています。左側の養殖産出額につきましては、金額で出ているんですけれども、令和3年で3,500億、その前の令和2年が3,000億ということで500億増えたというか回復したということになっているんですが、前回も説明しましたが、令和2年につきましては、コロナ禍において外食等需要先の方のニーズが少なくて単価が下がったことから、金額が減少したという状況になっております。魚病で減ったわけではございません。

続いて右側ですけれども、海面と内水面の生産額の割合、産出額の割合を円グラフにしたものです。海面につきましては、ブリ、マダイ、クロマグロというのが3大魚種でございます。また、内水面につきましては、ウナギというのがほぼ8割強を占めるということです。この比率につきましては例年どおりということでございますので、これ以上の説明は割愛させていただきます。

次ですけれども、我が国における魚病被害の概要でございます。この棒グラフが先ほど見ていただきました養殖産出額でございます。折れ線グラフ、黒いのが全体の魚種、全体でございます。オレンジ色がブリの状況になっています。これを見ていただきますと、大体ここ最近では全体で言いますと100億前後で推移している、また、ブリで言いますと、50億弱のところまで推移しており、急激な変動は認められておりません。

次は、そのうち特に主要魚種につきましては魚病被害の発生状況でございます。これにつきましては、令和2年、令和3年を養殖生産額、合計推定被害額、あと被害割合の高い疾病ということで載せさせていただいております。

まず、ここで言いますと、ブリ、マダイ、クロマグロという3魚種を載せておりますけれども、いずれの魚種につきましても、合計推定被害額で見いただきますと、ほぼ2年特に大きな変動はないということで、大体例年どおりの被害額、被害状況であったかと考えております。また、発生した割合の高い疾病でございますけれども、クロマグロで令和2年と令和3年で第1位が逆転している、違う順位になっておりますけれども、マダイ、ブリ等では上位のものというのは、基本的には同一の疾病が1位を取っているという状況

でございます。

次はウナギ、サケマス類、フグ類でございます。ここで特徴的なのはフグ類のところですが、令和2年と令和3年を見ていただきますと、令和2年の合計推定被害額が16億、令和3年が5億ということで、3分の1に減少しております。昨年お話ししたときには養殖生産額が73億のところ、16億の被害ということなので、本当にこの粘液胞子虫性やせ病、こちらにかかる被害がこの産業に著しく影響を与えたという話をしましたが、令和3年については、発生はしたものの合計被害額の方は5億円で収まったという状況でございます。

あと、全体的に見ると、合計推定被害額は、ウナギ、サケマスのいずれも減少傾向にあります。この割合の高い疾病につきましては、これは例年どおりの状況でございますので、ここの説明は省略させていただきます。

魚病被害の発生状況に関する情報の公開ということで、令和元年から農水省のホームページで魚病被害の発生に係る情報を公開しております。QRコードも付けておりますけれども、こちらの中で先ほど説明した全体的な被害額、魚種別の被害額、特に主要魚種につきましては、それら暦年の推移が分かるような形のものをつけております。またお時間があるときに見ていただければと考えております。

続きまして、獣医師リストの作成・共有ということでございます。こちらにつきましては、促進協議会の中でも何回も述べてきましたけれども、水産分野に強い獣医師を育てていこうということからリスト化して都道府県に共有し、養殖業者の人に活用していただくということで取り組んでいるものでございます。

青い枠で囲っている2ポツ目ですけれども、令和5年3月に73名の獣医師をリスト化し、都道府県に共有しております。これは1年前の話です。毎年、今は令和6年3月ですけれども、その段階でのリストをまた都道府県に共有したいと考えております。今のところ、このリストから退職等を理由に降りられる獣医師様と新しくこのリスト獣医師に加わりたいということでこちらの方に連絡のあった獣医師様がおりまして、多分合計すると、その出し入れの関係もあるんですけれども、また73名程度になるのではないかと考えております。今、最終集計中でございますので、年度末若しくは年明けになるかもしれませんけれども、都道府県に共有したいと考えております。

続きまして、獣医師のスキルアップということですが、

これはもう3年目になるんですけれども、最初は近大の方でクロマグロの養殖施設を見

させていただいて、昨年は委員であります木村様のところにアユ、あと前田委員のところでトラフグを見させていただいたりして、また、ブリの養殖施設も宮崎で見学したという状況がございました。あと、主要魚種で残っているサケマス類とマダイということで、今年度は実施しております。令和5年9月に鳥取県のギンザケ養殖場です。これはまだ時期的に海面養殖はされていなかったのので、稚魚ですね、内水面での養殖施設を見るとともに、サケマス類の疾病についての勉強を行いましたということです。

続きまして、11月に愛媛県の愛南町の方に行ってマダイの養殖施設と、あと、マダイ等に関する疾病の勉強をしたということでございます。出席された獣医師は延べで14名ということでございます。

魚類防疫員の更なるスキルアップということで、こちらは魚類防疫員いわゆる都道府県に所属する魚病の担当者ということでございます。こちらにつきましては、岐阜県の水産研究所におきまして、本促進協議会の委員でございます中居委員の方から働きかけがありまして、昨年度と今年度ということで2回目の開催となりました。第一線で活躍する魚類防疫員の皆様に中居委員の方でこれまで培ってきた経験に基づく診断上のテクニックみたいなものでありますとか、そういうものを少人数の中でかなり密度の濃い研修がなされたと聞いております。

振り返っていただきたいんですが、この会議につきましては、規制改革の実施計画の中で盛り込まれた会議でございまして、規制改革の実施計画の中身ですね、規制改革の内容につきまして御検討いただくという位置づけであったかと思っております。これにつきまして、規制改革の実施計画のフォローアップ結果が公表されているんですけども、今年度の結果におきまして、規制内容のところの左側にa、b、cという項目がありますけれども、このa、b、cという項目それぞれに対して、今度はその右側の方に移っていただきたいんですけども、今後の予定、措置状況を見ていただきますと、いずれも措置済みという評価を頂いております。この措置済みということは、これまでにある程度措置が講じられてきていますということで、新たな措置を今後追加していかなければならないという評価を受けてはいないということでございます。

次はd、eということで残りの二つの項目です。これにつきましても、措置済みという評価を得ておりまして、こちらについても更に新しい取組をやっていかなければいけないという状況にはないということでございます。こういうことを御報告させていただきたいと思っております。

資料1についての説明は以上です。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、今の説明に対しまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にないようですね。ありがとうございます。

それでは、特に御意見、御質問等ございませんので、議題2に移りたいと思います。

それでは、議題2の効果的な感染症対策の在り方について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○阿部室長 それでは、資料2、効果的な感染症対策の在り方について御説明をさせていただきます。

まず本件ですけれども、規制改革実施計画において、青い枠の中に書いてありますけれども、①効果的な対策の在り方を、②その費用負担の在り方を含め、引き続き魚病対策促進協議会において検討するということになりました。

それで、第8回、一昨年協議会におきまして結論を得ております。内容につきましては、①でございますけれども、複数の防疫措置を組み合わせることで感染症対策を最適化することが適当である、②魚病対策の費用は養殖業者による自己負担が基本です。国は費用負担の在り方について公益性の高い分野への支援を担うべきという結論を得ております。これに関しまして、先ほども説明しました規制改革実施計画のフォローアップ結果におきましては、措置済み、継続的にフォローアップという整理がなされております。

ここからは国における実施している対策の取組を御説明させていただきます。

(1)でございます。複数の防疫措置を組み合わせた対策の推進ということでございまして、これは昨年も御報告させていただいたんですが、国の方で補助事業によりまして、全国3地区、愛媛県愛南町、新潟県、三重県尾鷲市におきまして補助事業ということで、複数の防疫措置を組み合わせた防疫対策のモデルというのを実施していただいております。令和元年から令和5年度までという5か年事業でございまして、今年度が最終年度になっております。詳しい内容につきましては、それぞれの地域で取組があるんですが、この次の資料で愛媛県愛南町での取組を説明させていただきたいと思います。

これが愛媛県愛南町での取組例でございます。マダイ、ブリ、カンパチ養殖におきまして、マダイイリドウイルス病をターゲットの疾病としまして、感染症のリスクを評価し、リスク管理方法を整理したものでございます。

まず、これまでの成果ということで左側ですけれども、魚病発生状況の調査ということ

で、ワクチンを接種した地域とワクチンを接種していない地域とで比較検討したところ、ワクチンの接種群の方が疾病の診断件数が少ない、病気にかかっている件数が少ないと言えると考えられます。

感染源のリスクの評価でございますけれども、それぞれ感染源と考えられるものにつきまして科学的に調査して、リスクを高・中・低と分けさせていただいております。まず、一番リスクが高いと思われるものは導入種苗がそもそも病原体を持ち込む例でございます。また、死魚から病原体が拡散するというのも非常にリスクがこの中では高いということが分かります。また、中程度のリスクということでは、海水を介した病原体の拡散、また、低いリスクということでいいますと、キャリアからの感染ということが挙げられたということでございます。

以上のリスク評価結果に基づいて、リスク管理の方法として三つの項目が挙げられております。この内容を防疫体制整備プログラムという形でまとめて、今後地域が一体となってリスク管理の内容を推進していくということがこの地域で行われていくということでございます。また、本事業の趣旨である横展開を図っていくということも必要でありますので、横展開を図っていくというのを国の方としては推進していきたいと考えております。

具体的な横展開の取組でございます。まず、水産防疫体制整備モデル事業、この5か年、今年度が最終年の事業につきまして、事業報告会を開催させていただいております。開催が2月28日で、それで参加者ですけれども、106名となっております。ここにつきましては、取組地域以外の獣医師の方や養殖関係者、都道府県等にも幅広く参加を呼びかけて、106名のトータルで参加者が傍聴、聴講も頂いたということでございます。

取組事例につきましては、先ほど言いました愛南町での取組、新潟県での取組、尾鷲市での取組、それぞれについて担当者からの報告があり、質疑が行われました。また、更ということで、成果を他の地域の方にも理解しやすい内容に工夫した冊子を作成して配布し、横展開を更に推進していきたいと考えております。

次は国の取組として技術開発、こちらについて公益性の高いものについて技術開発に取り組んでいこうということでございます。①として疾病の防除法の開発・普及に取り組んだ内容を記載しております。まず、これについては六つの疾病について書いておりますけれども、いずれも平成31年、令和元年から令和5年度まで、今年度までの5か年事業ということで、事業名、レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業という当局が持っております委託事業の中で実施機関において実施されたものでございます。成果を詳しく書いて

いないんですけれども、それぞれの項目でかなりの成果が上がっておりまして、これにつきましては養殖業者が見て、その成果が分かる、きちんとそれを活用できるような分かりやすい資料を作って公開しなさいということになっておりますので、取り組まれた実施機関においてはやっていただくということになっております。

次は水産用医薬品の開発・承認でございます。こちらについて、ア、ワクチン開発の支援ということでまず申し上げますと、平成29年からの取組、平成31年からの取組なんかを載せておりますけれども、青枠で囲っております平成31年から令和4年までの取組ということで、クロマグロについて α 溶血性レンサ球菌症、また、マダイイリドウイルス症について戦略的プロジェクト研究推進事業の中でワクチンを開発して、それによる免疫を高める効果があるのかということを確認したところ、きちんと効果がデータとして得られたということでございまして、現在、令和4年からは製薬メーカーによる開発ステージへ移行しているということで説明を書かせていただいております。養殖業成長産業化提案公募型実証事業という水産庁の予算の枠組みを使って、今実施していただいております。

イですが、治療薬の開発支援でございます。こちらについても令和3年・4年、令和3年から5年ということで取組が進められております。この水産防疫対策事業という事業は、当室が持っている魚病対策関連の予算でございます。実施機関においてやっていただいております。ただ、内容につきまして、特許出願の関係で非公開となっているものもござい

ます。続きまして、ウ、水産用医薬品等の承認に必要なデータの収集等に関する支援として、こちらも当課の予算でございます動物用医薬品対策事業という事業を活用していただいております。今現在、共立製薬さんによると、マルハニチロの養殖場の方でデータ収集の取組をしているという聞いております。

ワクチンの効果的な活用という部分でございます。まず、大量へい死への対応でございますが、令和元年に大量へい死が確認されましたアコヤガイのへい死ですね、こちらについて対応しております。愛媛県の水産研究センター・水産技術研究所が中心に取り組んでいただいて、まずビルナウイルスというウイルスによる病気だということが確認され、その簡易検査法まで開発し、今防除法についていろいろ研究を進めていただいております。また、カンパチ等について新たな型と思われるレンサ球菌症ということです。今、養殖業者等の中では α 溶血性レンサ球菌症のⅢ型と言われているものですが、こちらに対

する研究を水産防疫対策事業の中で取り組んでいただいております。

また、イですけれども、ワクチンの効果的な活用ということで、こちらも水産防疫対策事業の中でワクチンの効果的な2回接種の開発ということを今開発していただいておりますし、人工種苗における抗原抗体反応が実際どれぐらいのサイズから成立するのか、検証を進めていただいております。

また、ウですけれども、特定疾病のまん延防止対策ということで、法律に基づいて特定疾病と指定された疾病が発生しますと、まん延防止の措置を講じることが法律上決められておりまして、都道府県がまん延防止措置を実施します。まん延防止措置というのは、対象となる魚の病気を更に広げないということで、病魚と一緒にいたような魚、周辺にいたような魚も併せて処分することをやりなさいと命令できるんですが、それに対してお金を出しましたと。コイ等と書いてありますけれども、コイのコイヘルペス病というのが発生したところにおいて、このお金を使って処分したという事例が今年も発生しております。

水産防疫対策事業です。先ほどの技術開発のところでも説明しましたけれども、水産防疫対策事業ということで我々の室で持っている魚病対策の予算でございます。右上の方に出しておりますが、令和6年度の概算決定額は8,500万、今年度が8,200万なので300万アップということでございます。

事業内容のところでも特に新しいメニューとしまして、2ポツです。魚病迅速診断体制構築モデル事業というのを新しくスタートさせます。こちらについては、ウェアラブルカメラ等を用いた遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した広域の迅速診断体制の構築に支援しますということで、こちらを定額の補助金として民間団体等に対して支出したいと考えております。

事業イメージのところでも、こちらの2ポツの魚病迅速診断体制構築モデルというのが新しい内容でございます。また後で説明するところがありますので、詳しくはそこで説明します。

動物用医薬品対策事業についてでございます。こちらも当課が持っている動物用医薬品の開発関係の事業費でございまして、オレンジで枠囲いしているところが養殖業向けの医薬品開発に係る事業内容の部分でございます。こちらを使って引き続き医薬品の開発を進めていきたいと考えております。

こちらが水産庁の方の提案公募型の事業でございます。この中で4ポツ、研究開発のテーマという中のテーマの6分野の中の一つが魚病関連対策ということになりまして、先ほ

ど技術開発のところの説明しましたワクチン開発の取組も、公募して採択されて現在取り組んでいただいているところです。こちらにつきましては、非常に金額が大きく、補助額が最大で5,000万、2分の1以内の補助ですので、最大で1億の事業で、5,000万の自己負担ができれば1億円の事業ができるという内容でございます。

魚病対策の費用負担の在り方につきましては、もう結論を得ておりますので、この説明は省略させていただきます。

資料2についての説明は以上です。

○廣野座長 ありがとうございます。

資料2につきまして、本年度の規制改革実行計画のフォローアップ結果において措置済み、継続的にフォローアップと整理されていることの報告とともに、本促進協議会で整理をしました複数の防疫措置を組み合わせた感染症対策の最適化として、補助事業に取り組む3地域の事業者の取組報告やそこで得られた成果の横展開の取組について説明がありました。

また、促進協議会で整理した費用負担の考え方に基づく国におけるワクチン等の薬品開発や養殖業に重大な影響を及ぼすおそれのある特定疾病の蔓延防止措置への予算措置による支援の実施等について説明をいただきました。

本促進協議会としましては、これら国の取組等についてフォローアップして、何か気になる点などがあれば意見、質問、指摘をするということが必要であります。委員の皆様から御意見、御質問等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。

これまでこの協議会の方で出した意見等を基に、国の方でいろいろと取り組んできていただいて、それに対しての予算措置もしていただいて、順調に進んでいるだろうというふうに私は感じておりますけれども、いかがでしょうか。

1点質問なんですけれども、小さいことなんですけれども、3ページ目、愛南町での取組例のところの左下の研修会、これはどんな研修会だったのか分かりますか。延べ250名も参加された。

○阿部室長 こちらの研修会につきましては、基本的に魚病の専門家の人を講師に招いて、対策に役立つような説明をしていただいたということでございます。また、先ほど言いました魚病発生状況の調査だとか、感染源のリスク評価に係るような結果もこの中で説明をして、ここでデータを見せて、養殖業者が参加する中で話をしたので、実際特に死魚の

取扱いの部分については、養殖業者の通常取られているような取組が魚病のまん延を誘引しているような結果になっているといったところが特に分かったりして、養殖業者の方にとっては非常にいい勉強になったという話があったと聞いております。そういう研修会を年1回、5か年間やってきたところですが、そのうち4割が養殖業者ということなので、この5回の研修でものすごい知識が身につくについて、この防疫体制整備プログラムを今後実施していく部分については、非常に地域において一体となってこのような機運が高まったと聞いております。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

現場の方に対して科学的な根拠とかを示しながら魚病対策をしていただくというのは大切かと思っておりますので、今後も何らかの形で続けていただきたいと思いますと感じております。

何か委員の方、御質問ありますか。高野さん。

○高野委員 共立製薬の高野です。お世話になっております。

先ほど阿部室長からもお話がありました6ページの水産用医薬品等の承認に必要なデータの収集に対する支援ということで、令和3年度と4年度の2年間にわたりまして養殖魚類用の自動連続注射機の実用化に対して補助を頂いております。今、養殖現場ではワクチンが普及しているものの、一尾一尾ワクチンを注射で投与しなければいけないという非常に肉体的にも、あと、作業員へ誤注射をしてしまうという安全性の観点からも人が手動で打つのではなくて自動で打つ方法が求められておりまして、共立製薬の方でこの事業を使わせていただきまして取り組んでまいりました。

阿部室長からもお話しありましたとおり、マルハニチロ様の方に御協力いただきまして、非常にいいデータが取れております。本件は継続して共立製薬の方でも取り組んでまいりまして、まずは大手様の養殖業者様での使用が先行するかなとも思っておりますけれども、将来的に日本の養殖業で自動連続注射機が定着するように進めてまいりたいと思います。

以上、補足でした。

○廣野座長 高野さん、どうもありがとうございます。

いろいろとよい成果が出てきているということですが、またそういった成果について公表、公開、そういうことをされる予定はありますでしょうか。

○高野委員 ある程度実用化のめどが立ちましたら、前向きに成果の方は公表させていただきたいと思っております。

○廣野座長 国の補助金を使ってされている部分もあるかと思っておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

○高野委員 ありがとうございます。

○廣野座長 ほか、いかがでしょうか。ございませんか。

特段御意見、御質問等ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

三つ目の議題で遠隔診療の積極活用の推進についてということで、事務局の方、説明をよろしくお願いいたします。

○阿部室長 それでは、資料3に基づきまして説明させていただきます。

遠隔診療の積極活用の推進ということでございます。まず、こちらにつきましても規制改革実施計画において明記がされているものでございます。

まず、獣医師、その他水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。また、実施項目dということで、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し公表する。さらに、かかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。実施項目eということで、通知の内容は獣医師に直接周知・徹底を行うということでございます。こちらにつきましても、本年度の規制改革のフォローアップ結果におきまして措置済み、継続的フォローアップという整理をされております。

これが遠隔診療の積極的活用についてという令和3年3月に出した局長通知でございまして、局長通知の写しが付いております。これの説明は省略させていただきます。

通知の周知に向けた取組として実施項目のdとeに当たるものでございますけれども、通知が一番最初で令和3年3月26日に通知が出ました。それで、これに対して周知徹底に向けた協力を依頼したところからスタートしまして、同年の12月15日に遠隔診療通知に関するQ&Aを当省のホームページに掲載するということまで、この周知に向けた取組を実践してきたところでございます。こちらの説明は、これまで促進協議会で説明した内容でございます。

続いて、遠隔診療の積極的活用に向けた取組①ということでございます。こちらにつきましても、令和4年3月から令和5年1月までの取組ということで、前回の促進協議会で報告した内容でございます。活用事例をホームページに載せましたということから始まり、専門誌「かん水」という全国海水養魚協会という海面での養殖を行っている養殖業者の団体ですね、こちらが発行している機関誌に投稿しましたということでもありますとか、あと、「月間養殖ビジネス」というこれは養殖業者向けの専門誌ですけれども、そちらに寄稿し

たり、あと、令和4年11月、令和5年1月におきましては獣医師とか都道府県の魚病担当者に対して遠隔診療に関する技術研修を実施しましたということが内容となっております。

次、取組②ということでございますが、前回の促進協議会が令和5年3月10日で、それ以降の話ということで令和5年3月15日以降の取組を載せさせていただきました。まず、3月15日に養殖業者向けの手引きというパンフレットを作って配布しました。その後、活用事例を掲載し、また、7月と9月には都道府県の魚病担当者に対して遠隔診療の技術研修を実施しましたということで、また、9月には養殖業者向けの雑誌「アクアネット」というものに寄稿をしました。また、令和5年8月から6年1月にかけては各種ブロック会議だとかいろんな魚病関係の関係者が集まる会議で遠隔診療の事例を説明したというふうな状況でございます。

これは遠隔診療の事例ということで、事例集に載せるものです。これ前回のところでも説明した内容なので省略しますが、ニッスイグループの取組として、事業会社と中央研究所若しくは水産試験場等をこのラインで結んでいろんなことをやっている。中にはウェアラブルカメラを使って、その事業会社の魚病担当者の教育や精度管理に使っている話があったところです。

次はマルハニチロのAQUA奄美事業所の取組でございます。こちらは地域的に奄美ということで、不利な地域ということもあって、以前からメールによるいろいろな写真の送付というのはやっていたんですけれども、それに加えて通信環境がよくなったということで、一番下の3ポツ目にあるんですけれども、事業所や海上間でのLINEグループを活用した情報共有を行うなどの遠隔診療というか、遠隔の通信でのやり取りにより情報共有を活発にやっていますという事例として載せさせていただきました。

これも水産試験場、県の取組ということでございます。アユの種苗生産施設の中で死にはしないけれども、鰭が赤くなるみたいな連絡があって、病魚を送ってくださいという話をして、送ってもらったけれども、病原体である寄生虫や細菌が見つからなかったものの、病状から寄生虫が疑われたので種苗生産施設に顕微鏡画像を送付してくれということで、メールで顕微鏡画像を送ってもらったら見つかりましたという事例として載せております。こういう事例は、結構診断のときに起こり得ることですので、画像を送ることで診断ができるということも遠隔診療として推進できると思っております。

遠隔診療に関する研修を2回実施したということで一覧表のところでも載せましたけれども、その一つ目です。NTTコミュニケーションズが今ウェアラブルカメラをいろんな産

業界に活用してもらおうということで、推進活動をしておりまして、畜産の分野の遠隔診療の方でまずNTTコミュニケーションズの方から接触があって、同じ課の中ということで水産の方での遠隔診療もどうですかという紹介があって、NTTコミュニケーションズと研修を取り組んだものでございます。

左上ですけれども、ウェアラブルカメラを装着した解剖の様子ですが、これを普通の実験室で解剖をウェアラブルカメラを使って行ったと。それで、下の段が実際それを研修会場の大きなモニター、スクリーンで見ながら診断ができるのかを模擬的にやってみましたということです。各臓器の病変が確認可能であったりだとか、頭部の退色が確認可能であったりだとか、一応病変の確認ができましたという段階であったということです。

同じような手法で2回目としてニッスイ、先ほどウェアラブルカメラを使った取組をやっていることから、ニッスイの協力を得て4年度もやったんですが、5年度もやりましたということです。ニッスイの大分の研究所で魚を解剖してもらって、それを東京の大学の講義室で研修中の魚病担当者が診断できるのかをやったんですが、1回目の事例と違うのは、これはニッスイに実際の病魚を準備してもらって、それで病名まで当てるといったんですけれども、左下のところにありますように、上記画像の拡大画像ですが、この丸をつけているところに結節がちょっと見られているんですけども、きちんと結節が鰓とか腎臓に見つかったと。結節が見つかる特徴的な病気であるノカルジア症じゃないかということで、このモニターを見ながら魚病担当者が推定したと。それを実際ニッスイの方と答え合わせしたところ、ノカルジア症である旨の正解が得られたということです。このように病変が明らかに認められて、それがくっきりと遠隔の画像で確認できる、こういうふうに病変が明確に出るようなものの一次的な診断には非常に有効な活用ができるのではないかと、研修に来られた魚病担当者も実感したところでございます。

今後の遠隔診療の予定でございますけれども、まず上の1ポツですけれども、事例集を引き続き増やしていくということと、2番目のポツですけれども、遠隔診療の手引きを配布済みと書いているんですが、その遠隔診療の手引きというのが左下にあるものです。それで、我々の方で遠隔診療の手引きで特に重点的に書いたのは、遠隔診療の手引きというパンフレットの中の右下の方に宅配送付時のポイントと書いてあると思うんですけども、この宅配送付が意外と適切に行われていない事例があるということなので、これを魚病診断ができる適切な状態で送るのに一番最適な方法として、ポイントを載せさせていただいたものです。これを都道府県の関係者とか、あと獣医師さんの方に配ったのですが、配っ

た後に都道府県さんから更なるコメントをいろいろ頂いて、バージョンアップをしたいと今考えていまして、そのバージョンアップを作業中でございます。まとまった段階でまた改めて公表したいと思っております。

続いて、研修を実施しましたという話で、来年度もやりたいということでございます。また、先ほど予算の説明をしたときに言ったんですけれども、この遠隔診療としてウェアラブルカメラ等を使った取組というのがまだまだ黎明期で、大手だけの取組にとどまっているので、これが一般化するように例えば使うデバイスとか機器をどういう能力があったらいいのか、どういう場面でどう使うのが一番いいのか等をこの事業の中で検討し、ある程度まとまった段階でマニュアル化して普及していきたいという考え方が一つと、あと、電子カルテというのが進んでいるかと思うんですが、その中で個人情報に当たらない部分で皆様と共有できるような情報を共有することによって、病気の流行をいち早く察知して対策が取れるようなネットワークづくりをしていきたいということで、こういう事業に参加していただいた魚病担当者の中で試験的にやってみて、得られた成果をある程度整理した形で今後更に全国的に展開していくといった取組もやっていきたいなと思っております。

資料3の説明は以上です。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

資料3については、本年度の規制改革実行計画のフォローアップ結果において措置済み、継続的にフォローアップという整理がされていることや国の取組として農林水産省ホームページへ積極的に遠隔診療が活用された事例の掲載を積み上げて、ウェアラブルカメラを用いた魚病担当者向けの研修の開催、それから、次年度の予算要求確保など遠隔診療の積極的活用のための取組の説明がありました。

資料2と同様に本促進協議会としては国の取組をフォローアップして、何かお気付きの点や気になる点があれば指摘をして、更によりものにしていきたいというふうに考えておりますので、委員の方、何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。ございませんか。

では、また私から。ウェアラブルカメラと聞くとすごく高額なもので、小規模な養殖業者さんだと買えないかもねと思ってしまうような感覚になってしまう可能性は私はあるのかなと感じていて、実際そのウェアラブルカメラじゃなくても、それこそ数千円のハンディの顕微鏡で画像を取り込んで、パソコンに取り込んでそれを飛ばすということで、それ

でも肉眼で見るよりは十分診断なんかもいけるので、そういった安い機器類での検証というのもやっていただけると私はいいのかなと感じておりますので、是非御検討をお願いしたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

○阿部室長 座長から貴重な御意見を頂いて、正に我々もそう思っています、ただ、現在、ニッスイの使っているウェアラブルカメラは音声でズームができたり、ピントが合ったり、露出が合ったりとかの機能もあるんですが、現場レベルであればどれぐらいの機能があつたらこういう場では活用できるよねというのを場合、場合で整理してもらって、それに応じた普及をしていくことを考えていきたいなと思っています。

また、多少高額であってもこういった機能がないと駄目だみたいなものがあれば、最終的に器具の普及みたいな部分については水産庁とも協力しながら、それに対する支援の枠組みなんかを構築していきたいなど。まだ取組としてどういう場合にどういうものを使って、どういう情報が得られればいいのかを補助事業で検証してくという部分ですので、その成果を踏まえてやっていきたいなど。座長のおっしゃるとおりでございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

最後のところで御説明があつたように、魚病迅速診断体制構築モデル事業をこの4月からスタートするということですので、この事業の中でいろいろ検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

委員の皆様、何かございますか。お願いします。

○和田副座長 私からよろしいでしょうか。皆様、副座長の和田でございます。よろしく願いいたします。

今、先ほど座長の方からハード面に関して御質問がありましたけれども、私はソフト面に関して委員の皆様の御意見を伺いたいんですが、この11ページの右下にあります魚病迅速診断体制構築モデル事業なんですけれども、これに関しまして特に福田委員、中居委員の方に御意見を伺いたいんですが、これはつまり県をまたいだ形で情報を共有して診断しましょうということになるわけですね。先ほど出てきましたニッスイ、マルハニチロの場合は一つの事業体の中で完結する形での情報共有ということですから問題ないと思うんですが、いわゆる地方をまたいだ形での情報共有というのがこの先うまくいくための何かアイデアがあれば。というのは、我々獣医師の間でもこういった情報の共有というのは非常に難しく、例えば水族館、動物園あるいは診療所の間での診断の方法というのは、そこ

の資産だという考え方をする方が多分におられるんですね。そういったものを果たしてこういう形で共有するには、どういうことが可能なのかなということをもしアイデアがあれば是非お聞かせ願いたいんですが、いかがでしょうか。

○廣野座長 福田委員、中居委員、何かございましたらお願いします。

福田委員、お願いします。

○福田委員 福田でございます。

おっしゃるとおりで、やってみないと分からないというのが正直なところなんです、一番心配というか気になるのは、やはり個人情報が含まれるケースがあるかと思うので、それをどういうふうに乗り越えていくかだろーと思ひます。ただ、個人的に県をまたいで相談をするとかやり取りする、情報共有するということの一番のメリットは、それぞれの県で得意な魚種、そうではない魚種というのが存在するわけで、得意でない魚種について知識の豊富なおところとやり取りするというのは、私は個人的には非常に期待するところなんです。

特に最近大分でも海面でサケマス類が飼われるようになってきました。そういう症例を診るときに例えば中居委員さんの意見を聞けるということになると、それは非常に有意義じゃないかなと考へています。最終的には使ひようかなと思ひます。

以上です。

○廣野座長 ありがとうございます。

中居委員は何か御意見等ございますでしょうか。

○中居委員 岐阜の中居です。

今、福田さんの方から言われたことがほぼ全てですが、私の経験で言ひますと、たまに電話あるいは写真を添えたメールで、分からないんだけども教へてほしいということがあります。当然私も得意でない魚種の場合はほかの県の方に聞くんですが、やっぱり画像があればとか、その場でここを見せたいとかということがあれば電話とかメールよりかは正確に見ることが出来るんじゃないかなと。とはいえ、なかなか限界があると思ひますけれども、私からしても今までこういう格好で使ったことがないので、一回試してみたい問題点がどう出るかとか、あるいは有益性とかは試す価値ぐらひはあるのかなと思ひます。

以上です。

○廣野座長 ありがとうございます。

今、中居委員からもお話があったように画像があるとより診断もよくなる、診断しやすくなる、分かりやすくなるということもありましたので、このモデル事業に期待したいなというふうに思います。

○和田副座長 ありがとうございます。

私もこのモデル事業みたいないわゆるコンソーシアムが非常にうまく機能してくれるといいなと思います。これ獣医師の世界の話でもうまくいっているところは、これは若手の研鑽に非常にうまく回っているところが多くございます。これは中居委員がされた正しく同じようなことを機能としては果たしてくれるのかなと思いますので、とにかく福田委員のようにやってみないと分からないということはございますけれども、是非とも積極的にこれから実施されることに期待したいと思います。ありがとうございました。

○廣野座長 ほか、いかがでしょうか。

前田委員、お願いします。

○前田委員 これまでのところで話したいんですけれども、最初のところで出ていましたフグ類のやせ病のところなんですけど、令和2年が16億の被害で、それで令和3年度が5億の被害に減ったということなんですけれども、これがずっと減っているかというところではなくて、たまたま冬場の水温が低くて、それで夏場発症するのが少なかったのかなと思います。令和5年度、自分のところでもこれまでやせ病という病気はなかったんですけれども、昨年ものすごい被害が出てきまして、本当にこれまでにないぐらいの被害が出ました。

それで、たまたま獣医師さんと話をすることがありまして、その獣医師さんと連絡を取りながらやせ病の薬をやってきました。やせ病の薬をやるに当たって、適用外使用なので、獣医師さんの指示がなかったらやれないんですけれども、それを与えていったんですが、魚がやせているからその薬をずっとやり続けるというのではなくて、魚を送るたびに今回はやせ病ではなしに、エラムシがかなりついてきているので、先に消毒する方がいいですよとか、これはやせ病も原因ですけれども、OTCをやるのがいいですねとか、そういったその都度、その都度ちゃんと獣医師さんから適切なアドバイスがあるので、非常に獣医師さんにつながると安心して薬をやれるようになってきました。すごく本当に獣医師さんは必要だなというふうに思います。

その都度フグの検体を送っていたんですけれども、そうではなくて、今言っていますように遠隔診療、ビデオとか写真とかそういったものですぐに先生とつながって情報を発信して、それでちょっとでも早く今回はこうですねというような答えをもらえればちょっと

でも魚の死ぬリスクが減ると思うので、こういった方法に取り組んでみたいなど自分は感じました。以上です。

○廣野座長 どうもありがとうございました。

前田委員の御経験を基に獣医師の活用と、それから、遠隔診療の利用ということで非常に期待していただいているということで、コメントどうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の点に関しましては、県の試験場で働いておられるお二人の専門家の方からもとりあえずと言うと変ですけども、こういう遠隔診療について取り組んでいって、使える、使えない、その辺も判断していく必要はあるだろうけれども、期待はしているということですし、それから、現場で実際養殖されている前田委員からも獣医師の活用とこういう遠隔診療について期待しているという御意見がございましたので、消費・安全局の方でも4月から始まる事業について、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この遠隔診療につきましては以上とさせていただいて、四つ目の議題に入りたいと思います。

四つ目が水産用医薬品の使用基準の見直しについて、事務局の方、説明をよろしく願いいたします。

○阿部室長 それでは、資料4、水産用医薬品の使用基準の見直しということで説明させていただきます。

まず、規制改革実施計画における取組ということでございまして、令和元年の実施計画において、ここに書いているとおり魚病対策に関する実態調査を踏まえて動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種の魚病対策が可能となるような見直しを講ずるという課題を頂きました。また、令和2年度の実施計画におきましては、使用基準について毎年養殖業者のニーズを確認し、見直しを行うということもいただきました。また、令和3年においては魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を集積・分析し、医薬品医療機器法、薬機法に基づいて定める基準の見直しに反映するというところでございます。こちらについても今年度の実施計画のフォローアップ結果におきましては、措置済み、継続的にフォローアップという整理となっております。

この取組について、これまでどういうことをやってきたのかということの振り返りになりますけれども、まず、これまでの進捗状況ということで（1）経過でございます。2ポイントでございまして、けれども、「具体的には」ということで、「本協議会での御意見を伺い

ながら、使用基準見直しの基本的な考え方を設定の上、養殖業者へのニーズ調査結果等に基づき「今後取り組むべき事項」を選定し取り組んでいるところ」と書いてありますが、正に使用基準の見直しの考え方というのを整理したというのが左側にある①から⑥でございまして、この基本的な考え方に当てはまる疾病を取り上げて、これを今後取り組むべき事項ということで、この疾病に対する医薬品の開発を加速化していくことが我々、国に課せられた課題となっております。

それで、先ほど出ていました疾病について、今の進捗状況でございます。七つの疾病があるのですが、それぞれについて状況を説明します。

まず、サケ科魚類の冷水病、ブリ属の魚類のべこ病につきましては、既に医薬品が承認されており、市販されているので、これは我々としてはクリアになったと思っております。

続いて、マグロのイリドウイルス病、マグロのレンサ球菌症でございますけれども、こちらについては資料2の方で説明しましたとおり、令和4年度までの研究でワクチンによる予防効果があるということが確認されましたので、製薬メーカーが水産庁の提案公募型の事業を使って、その研究に基づく成果を踏まえて今ワクチンの開発に取り組んでいると。赤字の部分ですけれども、それとは異なる製薬メーカー、研究開発企業が経口ワクチンという形での開発をまた水産庁の提案公募型事業を用いてやっております、今計3社が取り組んでいるという状況になっております。

続きまして、ブリ属の α 溶血性レンサ球菌症でございます。これについては、資料1にありまして、ブリ類で一番被害を出している病気でございます。これについて大きな被害があるII型株への対応として、既承認ワクチンの追加免疫、2回接種の事例を集めたり、2回接種の方法として一番効果的な方法というのを今検証中で、得られた情報からどういう2回接種の方法をやっているのか、実際養殖現場で行われている事例を集めて、それを業界団体や都道府県に継続的に情報提供しているという状況でございます。

また、赤字の部分ですけれども、令和3年度以降の新型株、 α レンサ球菌症のIII型と言われているものですが、そちらについても4年度に通知を出して、各都道府県別の発生状況を情報収集して、ワクチンを使用したのであればどういうワクチンを使用した、効果があったのかなかったのかの情報、抗菌剤も同じような情報を収集して定期的に、3か月に一度情報を公開している状況でございます。また、資料2でもありまして、水産庁の提案公募型の事業を活用して製薬メーカー1社がワクチンを開発中ということで

ございます。

ブリ属の細菌性溶血性黄疸でございますけれども、こちらについては県の水産試験場や水産技術研究所との協力体制を含めて、開発意欲のある特定の製薬メーカーに必要な情報の提供を国として続けている状況でございます。その開発意欲のある特定の製薬メーカーにおいては、今具体的な製剤開発の準備中だと聞いております。

マダイのエドワジエラ症でございますけれども、こちらについては県の水産試験場等のこの1ポツ目のところは、ブリ属の細菌性溶血性黄疸と同じような枠組みで我々としては情報提供をやっているということです。2ポツ目でございますけれども、マダイのエドワジエラ症ということで挙がってきているんですが、同じ病原体による病気の問題があるヒラメ、こちらについて製薬メーカーと医薬品の開発をしたいという県が出てきまして、医薬品メーカーとのマッチングをしてほしいということをお願いされて、そのマッチングを国がしたところ、その製薬メーカーもやりましょうということになって、今水産庁の提案公募型の実証事業で製剤の開発が進んでいるということです。それで、同じ病原体に対する研究をこの開発の中でしていくということですので、マダイを含む同疾病の製剤開発の促進が見込まれるということで、新しい項目として入れさせていただいています。

以上のとおり、開発済みが二つ、製薬メーカーが補助金を使って、提案公募型の事業で具体的な開発に取り組んでいるのが三つ、あとの二つについては製薬メーカーが製剤開発に向けて準備中であるという段階でありまして、こちらについては国が基礎研究を行ってメーカーにバトンを渡すという段階は過ぎているという認識でございます。

次は、水産用医薬品メーカーとの意見交換により把握した課題の対応状況でございます。我々としましては、水産用医薬品メーカーとの意見交換をやってきておりまして、その中でいろいろ製薬メーカーから国に対して要望を頂いていることがありまして、それに対する取組の状況をまとめたものでございます。

一応六つに整理をさせていただいているんですが、上からいきますと、魚病発生状況等の調査、開発に関する事業予算の確保ということで、この二項目について言いますと、これらは継続的に対応ということで今までもやってきたもので、これからもやっていくということでございます。また、県、メーカー、研究機関等とのマッチングでございますけれども、こちらも1枚前の資料で説明したとおり、国としても仲介役を積極的に買って出て、現にメーカー側の製剤開発にこぎ着けた事例もございますので、このような取組というのは積極的にやっていきたいということでございます。

あと、対象ワクチンの拡大ということでございますけれども、こちらについては前回の促進協議会でも少し触れたのですけれども、ワクチンの種類が国の方で医薬品の承認申請を受け付けるのに不活化ワクチンというワクチンしか受け付けませんというのを局長名の通知で決めておまして、外国でDNAワクチンとかサブユニットワクチンという魚向けのワクチンが開発されているにもかかわらず、日本はこちらの部分について承認の受付さえしないという状況にあったのを、これを今年度通知を見直して、承認を受け付けるという見直しをしたということでございます。

続きまして、魚種を包括したワクチン対象の拡大ということでございます。こちらについても、ワクチンというのは先ほどの資料にもありましたとおり、魚種に対して効果が確認されたワクチンをセットにして医薬品の承認申請がされるところです。他方で、抗菌剤の場合は、例えばスズキ目という幅広い範囲で承認が得られるのに、ワクチンについては魚種とワクチンが1対1の関係になっていますけれども、それを例えばもう少し範囲を広げられないかというものの検討を始めているところでございます。これによって、一つのワクチンを開発すれば利用できる養殖業者の範囲も広がる上、製薬メーカーも一つのワクチン開発でいろいろな魚種に応用ができるということになりますので、相当マーケットが広がるということもありますので、これについては何とかしてやっていきたいと思っております。令和4年度から取り組んでおります。今継続中でございます。

続いて再審査制度の見直し、こちらについては養殖業者にはそれほど関係はしないのですが、製薬メーカーからは強くこの部分を簡便化してほしいと話がありまして、これについては水産用医薬品だけではなく動物用医薬品全体で簡便化ということで進めてきましたが、対応済みとなっていますので、今年度の措置として対応済みということで挙げさせていただいております。

次は、この医薬品の開発のところで特に委員から御意見を頂くことが多いということもあって、前回の魚病対策促進協議会で御意見を頂いたものへの進捗状況と相談事項として入れさせてもらっています。

マイナー魚種の名称変更ということであります。これについては、例えばブリ、マダイ、クロマグロのような主要魚種と違って、トラフグであるとかヒラメであるとか淡水のマス類だとかいろんな魚種を我が国では養殖しているけれども、これらは、先ほどの7疾病には当てはまっておらずこのような魚種についても医薬品の開発を進めていってほしいという話があって、そのときの名称、呼び名がブリ、マダイ、マグロについてはメジャーで、

それ以外のマイナーという呼び方をこの協議会でしていたので、マイナーと言っている間はなかなか医薬品の開発が進まないだろうという声もあって、事務局の方も働きかけをして、前回の協議会の中でこの名称を促進協議会の中での呼び方をまず変えて、それで、そこで決まった名称を今後普及していくことによってメジャーかマイナーかみたいな区別だけで医薬品の開発で差別されないようにしていこうということで、前回こういった話があったわけです。

それで、前回もいろんな御意見を頂いて、それに対して我々の方でまとめ切れなかったところがありまして、今回も事前に委員から頂いた意見を基に六つ挙げさせていただいておりました。これに対して各委員どれがいいのかを事前に聞いて今回御発表したいなと思って、事前に委員に確認しました。その結果を口頭ですが申し上げますと、1の少量生産魚種がいいのではないかと挙げられた委員が3名、希少生産魚種、2がいいと挙げられた委員が2名、3番目のサブ魚種というのはゼロです。4番の特別魚種を挙げられたのが2名、5番の有望魚種を挙げられたのが3名、6番の地域の重要産業種を挙げられたのが4名、どれもピンとこず該当しませんという意見を頂いたのが2名で、16名の委員からそれぞれ意見を頂いています。

また、委員の中には1から6の呼び方ではない新しい別の呼び方として、中居委員から地域基幹魚種という呼び方もいいんじゃないかという提案を、福田委員から地域特産魚種という言い方もいいんじゃないかという提案を頂きました。ということで、これらの考え方を整理すると、3以外の魚種にばらけたということにはなるのですが、そもそもこの促進協議会でマイナー魚種という名称をやめようという発想に立った起点、そういう考え方がなぜ起こったのかということ踏まえたり、また、それぞれ事前に聞いた意見なんかを踏まえると、地域の重要産業種、この6を中心に地域何とか、という名称にするのがしっくりくるのかなと思っています。それで、6の地域の重要産業種に4名の委員から頂いておりますけれども、中居委員の地域基幹魚種、福田委員の地域特産魚種も含めて、この三つの呼び名から絞り込みたいと思っています。

それで、今決めましようと言ってもあれですので、資料5のところでもう一度出てきますので、それまでに、各委員の方でこれがいいというのをちょっと頭の中で描いておいていただいて、また、資料5のところでも改めて御相談させていただきます。

続いて、その他ということで消費者とのリスクコミュニケーションが足りないんじゃないですかと。まだ養殖魚について消費者の中には知識が足りなくて、薬漬けであるだとか

餌に遺伝子組換え作物が使われているみたいな部分が余り認識されていないんじゃないですかといった御意見を前回の委員会で頂いて、それを踏まえて、2月16日に主要な消費者団体の代表者と養殖に関して情報交換をしました。それは役所と消費者団体との情報交換会ではなくて、養殖団体、養殖生産者も含めて、そういったメンバー構成の情報交換会をさせていただきました。

今回御出席の委員の中にも消費者団体の代表としてその会議に出てこられた委員もいらっしゃいますので、私の説明が終わった後に補足をしていただければ非常に有り難いなと思っております。

次は、規制改革の実施計画の中に要望を毎年取りなさいというお話があったかと思うんですが、今年も要望を取りましたということでございます。要望を取って、要望の数が多かった魚種順に10魚種、それで、要望の多かった疾病順にそれぞれの魚種で三つずつ、それで、なおかつ医薬品としての要望が多かったものを1、2、3ということで載せさせていただきます。これについてはちょっと字が細かいし、後でもまた出てきますので、後で説明させていただきます、ここでの説明は省略します。

調査結果を踏まえた見直しの考え方、規制改革実施計画の方で要望を踏まえて見直しなさいということでしたので、これは以前から載せさせていただいているんですけども、要望を(1)から(4)の考え方に基づいてもう一度整理して見直していきましょうということであります。それで上がってきた、リストアップされた疾病が次のとおりです。

具体的な対応方針案ということで、先ほどのスライドで(1)から(4)に基づき上がってきたものとして六つの疾病が上がってきています。まず、淡水ニシン目の伝染性造血器壊死症、これはIHNと呼ばれているものですが、こちらについてどうしましょうかということで、事務局の案としては、DNAワクチンが外国で承認されておりまして、先ほども説明しましたが、国の方ではDNAワクチンというのを医薬品の製造承認の対象にしようということで通知の改正をしましたので、今後この外国のワクチンの輸入も含めた活動が製薬メーカーから起こってくるのではないかとということで、そういった動きを待ちながら状況を見極めて、必要があれば更に促進する手を打っていきたいなと思っております。

続いて、ブリ属のノカルジア症です。技術的に非常に難しい、これまで研究機関がいろんなアプローチをしてきものの、未だ効果的なワクチンというものの開発に結びつくような研究成果が得られていない疾病の一つでございます。そういうものですが、後で説明し

ますけれども、我々としては諦めずにこの開発については要望もあるものですから、引き続きやっていきたいなと思っています。

続いて、ブリ属の細菌性溶血性黄疸からマダイのエドワジエラ症につきましては、促進協議会で定めていただきました今後取り組むべき事項に含まれておりまして、引き続き取組を進めていくということでございます。また、マダイの滑走細菌症ですが、こちらについては令和4年度まで治療薬の調査研究を実施してきました。ただ、顕著な成果が得られてこなかったというのと、令和4年度の調査で要望が少なかったため、令和5年度の調査研究というのは一旦打ち切りということでしていませんでした。ただ、また要望が上がってきたということもあるので、今後の調査研究の方向性については研究機関と取りまとめ、何らか推進していくような方向性を見いだしていきたいと考えております。

今度は令和5年度の医薬品要望調査ですけれども、例年と同じやり方でやっていますので、調査方法の説明は省略します。集計方法も説明は省略します。

結果ですけれども、まず二つ、棒グラフをつけているんですけれども、左側が魚種別の要望数でございます。それで、養殖業者に聞いたということで、魚種別に要望が上がってきたものを10種載せているんですけれども、これを見ていただきますと、ブリ属が断トツで多いです。これは生産者、経営体数が断トツで多いので、こうなるのは必然かなと思っているんですが、注目は2、3、4の順番の魚種です。ヒラメ、淡水ニシン、カワハギはいずれも先ほど上がっていたマイナー魚種が3魚種上位に上がってきています。マイナーであって、なおかつ要望が高いということについては、それだけ病気に対する切迫度合いが強まっていて、医薬品開発に対するニーズが強い。ほっとくとメーカーも手をつけてくれないということで、こういう要望調査の中で上位に上がってきているんじゃないかと思っております。

続いて、疾病別の要望数ですけれども、こちら先ほど挙げましたノカルジア症、レンサ球菌症が上位に上がってきて、滑走細菌症が上がっているということでございます。ブリのそもそも要望が多いということで、それに引っ張られた内容かなと思っています。

先ほど説明した要望結果なんですけれども、先ほどの表から項目をもう少し拡大したものでございまして、見やすくしています。先ほど述べましたとおり、ブリが1番で、その次にヒラメ、淡水ニシン目、カワハギ科ということで上がってきております。それで、この中で先ほど説明、ブリのノカルジアのところですね、ブリ属の一番にあるノカルジアのところ1位がワクチンなんですけど、ここは説明しましたとおり技術的な課題が多いと

ということで、今から取り組もうとしてもハードルが高くて開発が相当先になるだろうということで赤字で書いてあります。

ただ、先ほど前田委員からフグの粘液胞子虫性やせ病の話が出ていましたけれども、粘液胞子虫性やせ病も技術的な課題が多いということで整理をさせていただいている疾病の一つであるんですが、先ほど前田委員から説明があったとおり、とある獣医師、水産関係の企業に所属する獣医師の方で適用外使用により効果的な医薬品というのが見つかったということで、業界誌にも出たものでございます。それで、前田委員さんが連絡を取られたんだと思うんですけども、医薬品が開発されたと新聞にも載っているの、我々としてはこういうことで技術的な課題が多いといっても、いろんな英知を集め、いろんな技術を用いれば医薬品の開発も進めていけることがこの粘液胞子虫性やせ病で実感しましたので、先ほども言いましたが、赤に塗り潰されていようが要望の強いものについては、引き続き開発に向けた基礎的な研究の分野を積極的にやっけていく、また、メーカーである程度めどが立ったものについては、開発促進に向けた支援策についてこちらの方としては最大限の努力をしていきたいと思っております。

魚病に詳しい獣医師による適用外使用等の実態調査ということでございます。調査方法は例年どおりです。それで、集計方法ですけども、リスト獣医師を含む22名の獣医師から回答が得られました。それで、得られた事例のうち、以下のいずれかを満たすものを抽出しましたということで、未承認医薬品の使用、適用外使用のうち対象動物以外の動物種に使用、適用外使用のうち用法・用量を変更して使用、その他ワクチンを承認された対象動物以外に使用、抗菌剤を承認された対象動物以外の治療に使用、こういう五つの項目について適用外使用という一つの調査の中で集計しました。それで、5施設から29の事例を得ましたということです。

これが集計表でございます。まず、ワクチンでありますけれども、カンパチ、シマアジについては、ブリ用のワクチンですね、レンサ球菌症用のワクチンを投与したということになっております。それで、先ほども詳しくは説明しませんでした、 α 溶血性レンサ球菌症のⅢ型というのが令和4年に新しく出てきて、それが今非常に広まって被害を出しているんですけども、こちらはブリよりもシマアジ、カンパチの方が病気にかかりやすいということで、シマアジ、カンパチにこのブリ用のワクチンを投与したということの事例がここに上がっているんだと考えております。

また、抗菌剤でありますけれども、ヒラメに関して四つの事例、駆虫剤について1事例

が上がってきていまして、あと、カワハギ・マフグのカテゴリーのところでは抗菌剤が一つ上がってきていると。それで、先ほど前田委員からあったやせ病の薬の使用の部分については、本来トラフグのところには上がってくるべきなんですけれども、上がってきていません。それで、我々の方では獣医師の協力を得てアンケートに回答してもらおうという形でこの集計をしていますけれども、やせ病のそういう処方をされているような獣医師にもこの調査は行っているんですけれども、やっぱり商売との影響ですね。自分のところでそれを適用外使用の診療行為として営業しているということだとか、若しくは医薬品の開発を前提にしているということで、ここで項目が出ると、そこに支障が出るということで上げませんという話も頂いております。

そういう意味からいくと、こちらの中の上げられている事例というのは、もう皆さんが知っている事例のものばかりで、例えば新しい製剤、成分を病気のために使ったとか、新しい魚種に使ったとか、そういう魚種は今まで、例年どおり上がってきていてきたものが上がってきていまして、新しいものというのは国で要望調査するという実施方法では、なかなか上がってこない、上げてもらいにくいのかなと。だから、実態を反映した調査結果になっているかというのと、実態を反映していないという結果にかなり得ないのかなということで、この工夫が必要かなとは思っております。

これは先ほどの一覧表のワクチンの部分をもう少し分かりやすく整理したものでございます。シマアジ、カンパチについてどれぐらいの尾数に投与したのかというのが分かるようになっていきます。

抗菌剤、駆虫剤の使用について同じように載せています。先ほども言ったとおり、ヒラメ、あと、カワハギ・マフグのところの1件と合計で6件しか上がってきていないという状況になっております。

資料4の説明は以上でございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

資料4について本年度の規制改革実行計画のフォローアップ結果について、措置済み、継続的にフォローアップという整理がされていることや前回以降の国の取組として、本促進協議会で合意した今後取り組むべき事項として選定した7疾病の医薬品開発に向けた進捗状況や製薬メーカーからの要望事項に対する対応状況、本年度の要望調査、適用外使用の実態調査の結果などの報告がありました。また、マイナー魚種という呼び名の見直しについても説明がありまして、これはまた後ほど検討するというので、そのほか消費者へ

のリスクコミュニケーションの取組などに関しても説明がありました。

この議題に関しましても、これまでの議題と同様に国の取組に関して委員の皆様から御質問、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

廣田委員、お願いします。

○廣田委員 廣田と申します。

御説明ありがとうございました。先ほど御説明あった中の5ページの消費者とのリスクコミュニケーションの実施について少し補足というか、御報告をさせていただきたいと思っています。

2月16日、農林水産省において私ども全国消団連ほか六つの消費者団体が参加して情報交換会が行われました。内容としましては、養殖業の情勢と飼料の安全性の確保や水産医薬品の適正使用についての御説明、それから、前半のところでは消費・安全局からいろいろな御説明があったんですけども、内容的には養殖水産物の安全性の確保について動物用医薬品の承認審査が具体的にどのように行われているのかですとか、抗菌剤の利用を最小限にしてワクチンの接種による病気の予防に努めていることなどについて詳しく御報告を頂きました。

先ほども御紹介ありましたが、後半のところでは熊本と三重だったと思うんですけども、養殖事業者の方が実際にリモートで御参加いただいでいて、安全で安心な養殖業の生産に関する取組について、具体的なスライド写真も使いながら事例報告を頂きました。その中には昨今の気候変動に向けてのそれに対処するための御苦労の話ですとか、国産の飼料を積極的に使うための先進的な取組などについても生産現場における本当に生の声として貴重なお話をたくさん聞かせていただいで、とても有意義な時間になりました。

参加した消費者団体からはいろいろな意見や質問が出たんですけども、養殖魚に対するイメージなんかも本当に安心して安全でおいしい魚が安定供給されるという、本当にエシカルな産業で安定的な発展が重要だねというような声ですとか、是非政府としても支援を続けてもらいたいという声、それから、このような場を頂いて安全性の確保ですとか品質の管理、安定した養殖魚の生産のために現場でどのような取組がされているかについて知ることで、とても理解が進むとともに、生産者においてはこれからは是非安全でおいしい養殖魚を消費者に向けて届けていただくことを期待しているというような感想がありました。

本当に分かりやすく詳しく御報告を頂いたことで、また、消費者の視点に沿った質問や

意見にも丁寧に御対応いただきましたので、学びや気付きの多いとても有意義な、貴重な機会になったと思います。今後も定期的に情報交換の機会があればいいなと思っております。ありがとうございました。

以上でございます。

○廣野座長 廣田委員、どうもありがとうございます。

参加されての御意見、非常に貴重な御意見だと思いますし、今後も同じような取組を続けていただきたいということですので、消費・安全局の方、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました、廣田委員。

続きました、竹田委員、お願いします。

○竹田委員 さっきの廣田委員のお話の続きなんですけれども、今消費者団体と話ししてもそういう薬漬けとかそういう話はないんですよ。かなり情報が入って、天然魚より養殖魚がおいしいというような話も聞きますので、私毎年ぐらい北海道の方で消費者との意見交換会に行くんですけれども、以前だったら消費者団体から辛辣な話を薬漬けで食べられたものじゃないとか、そういうひどい話も聞いたんですけれども、この頃はもうほとんどよく理解していただいて、安心・安全で養殖魚はいいですよ、おいしいですよという話を受けております。

あともう一つ、これがメインの話なんですけれども、今年はシマアジのレンサのⅢ型が猛威を振るって、結構被害が出たんですよ。Ⅲ型のワクチンは今開発中と聞いておるんですけれども、それがカンパチ用のⅢ型ワクチンじゃないかと思うので、それをもし開発したときにシマアジに使えるか使えないか、対象ワクチンの拡大というので4ページで話が出たんですけれども、もしカンパチ用にⅢ型を使えるようになるんだったら、シマアジも対象という形でしてもらったらいいと思っております。

もうついでですけれども、さっき座長から話があった愛南町の話なんですけど、恐らく私はそのときの研修には参加しなかったんですが、研修の担当者は県の試験場の方と、あと愛南町の魚病診断士、水産研究センターの診断士の方かな、その方が恐らく講義をなさったんだと思います。愛媛県では南予の方なんですけれども、豊後水道に面した南予地方の方なんですけれども、毎年1回は水産試験センターの方が研修をしていただいて、今年の病気の傾向とか投与後の結果、診断結果とか診断数とかそういうのを報告していただいて、研修会はずっと前からやっていますので、養殖業者全体ではそういう知識が勉強会をして豊富にあると思っております。

それぐらいで、あとついでにもう一つ、今養殖の現場の話なんですけれども、病気でへい死も多いんですけれども、それより餌代、餌の高騰、生餌を含めた、配合飼料を含めた餌の高騰が大変な状況でして、恐らく今年4月からもまた値上げという話を聞いておりますので、養殖現場としては経営が今から大変じゃないかと思っております。

以上が現場サイドからの現状です。以上です。

○廣野座長 竹田委員、どうもありがとうございました。

消費者との情報交換、交流等でも最近では消費者の養殖に対する理解も変わってきて、非常によい印象が消費者から養殖魚に対してあるということで、正にそういうふうこれからなっていけばいいなと思いますし、私はよく海外に行くんですけれども、海外へ行けば養殖の方が皆さん安心・安全だと言われておりますので、日本もきっとそうなるっていくんだらうなと思います。

それと、二つ目に頂きました御意見ですけれども、Ⅲ型レンサのワクチンですね。これがシマアジでも使えるようにしてほしいという御要望ですけれども、これについては事務局の方、いかがでしょうか。

○阿部室長 事務局です。

こちらについては先ほども資料4のところで説明をしましたがけれども、情報を我々の方としては収集して、関係者のところに情報が行くようにやっています。それで、今までの傾向から、おっしゃるとおりブリよりもシマアジの方がかかりやすいと聞いていますし、そういう話というのは十分製薬メーカーも含めて情報提供させていただいているところでございます。

それで、シマアジのⅢ型レンサ球菌症用のワクチンになるのか、カンパチ、ブリ向けのワクチンになるかについては、現在開発中のメーカーの判断になるかと思いますが、いずれにしても、被害をできるだけ軽減するためのワクチンですので、そのワクチンがⅢ型に効くのであれば、それをいかにして普及していくのかというのは国としてもまた考えていかないといけないのかなと思っておりますので、開発段階での問題、承認段階での問題と実際普及させていく部分については、我々の方としてはできるだけスピーディにメーカーに開発してもらって、それが現場に早く下りるよということの部分で国としては積極的に取り組んで、シマアジだから使えません、シマアジの人が使えなくてばたばたと病気にかかっていきますといった形にならないように十分配慮しながら取り組んでいきたいと思っております。

○廣野座長 ありがとうございます。

これから水産用医薬品調査会等でも検討されるでしょうから、どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、竹田委員からは愛南町での研修会の話とか餌代、餌代は確かに世界中でどんどん高騰していますので、これは養殖業界、それから、いろんなところで検討したりする必要があるのかなと感じております。竹田委員、どうも御意見ありがとうございました。

福田委員、お願いします。

○福田委員 福田です。

先ほどのシマアジのレンサ球菌症の話、ワクチン開発等の話に関連するんですが、アンケートの結果をみると獣医師がシマアジに結構な数の処方があるようです。恐らく商業的な問題があつて難しいとは思いますが、この使用結果、例えば非常に効果があつたとか無かつた、あるいは副作用はなかつたとか、そういう情報でも構わないと思うので、できるだけ情報収集することはアンケート上ではやっぱり難しいものではないでしょうか。もしできるのであれば、そういった情報が今後シマアジへの魚種拡大とかの一助になればいいなと思っているところです。

以上でございます。

○廣野座長 福田委員、ありがとうございました。

私も最後にそれを聞いたかったですけれども、17ページの結果のところではブリ属のワクチンをシマアジに使っているというアンケート調査の結果は出ているので、それがどうだったのかなというのは気になるころではありますけれども、事務局の方、いかがでしょうか。

○阿部室長 α 溶血性レンサ球菌症のⅢ型については、発生の話がまだ局所的な段階、令和4年の段階から国としては通知を出して都道府県等に注意喚起をするとともに、発生を報告をしてくださいということをしています。

それで、その取組について私が先ほど説明したんですが、ワクチンを使いましたか、それが効きましたか、効きませんでしたか、どういう抗菌剤を使いましたか、それが効きましたか、効きませんでしたかということについて聞き取り調査の結果としてまとめた上で、四半期ごとに公表しております。獣医師からももう少し細かく情報が必要と言われれば効いたのか効かなかったのか、耐性菌がもう出てきているのか出てきていないのかも含めて情報は、Ⅲ型のレンサ球菌症については公表してきているつもりで、意外とデータを皆さん

出してくれますので、これをもっと工夫すれば福田委員のニーズに合うのであれば、我々の方も集めた情報を公表する際に工夫して、伝わるようにさせていただきたいなと思っております。

○廣野座長 ありがとうございます。

公表されているということで、消費・安全局のホームページ上で見られるということになっているんですかね。

○高橋専門官 はい。

○廣野座長 ということですので、皆さんまた後ほど見ていただければと思います。福田委員、よろしいでしょうか。

○福田委員 はい。おおむね内容は分かったのですが、基本的に都道府県の職員が指導できる範囲というのがあって、それについての使用結果は情報収集できて、なおかつ国の方にも報告することができるのですけれども、獣医師が処方したのに関して、その結果はなかなか我々には届いてこないところがあります。現在、Ⅲ型のワクチンはないのですが、将来的に例えばカンパチに承認されて使われるようになったときに、それがシマアジに流用される、そのときにその効果の情報が入ってくると、魚種拡大に向けて非常に強い味方になるような気がしたもので質問をさせていただきました。

以上でございます。

○廣野座長 どうもありがとうございます。

事務局の方、お願いします。

○阿部室長 すみません。そうしたら言葉足らずでしたが、Ⅲ型のレンサ球菌症が出てきたときの回答として、もしブリ属に対するⅢ型のワクチンが出たとしても、それでシマアジはほったらかしかということにならないように国としてはきちんとシマアジのところにもサポートします、きちんとワクチンの使用で抑えられるのであれば、適切に行き渡るように何とかして国としては努力をしていきますということを言ったつもりですので、そこについては引き続き情報も集めて提供しますし、シマアジに対してどういうアプローチでやっていったらいいのかということは、国としてもきちんと万全を期してやっていきたいなと思っております。

○福田委員 よろしく願いいたします。

○廣野座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

特にないようですので、この議題に関しましては、これまでの事務局からの説明によれば促進協議会で取りまとめた今後取り組むべき事項として選定した7疾病の医薬品開発について、承認済みのものが2疾病、それを除く5疾病はいずれも製薬メーカー側での開発が進んでいるという説明がありました。また、これまでの技術では難しかった疾病の対応としてDNAワクチンなど新たなワクチン技術で開発したワクチン承認に向け、局長通知を見直すなど医薬品開発に向けた製薬メーカーの新たなチャレンジを呼び起こす規制の見直しもされてきております。

今日この意見交換でも幾つか御意見等が出ましたけれども、そういったものも事務局の方で取り組んでいただいて、医薬品開発の取組が加速するよう国のサポート体制が必要なところ、それから、引き続き製薬メーカーに対する側面支援をお願いしたいと思いますし、委員の皆様からもこの期間中だけでなく、気付いたことが今後あれば、事務局の方に御連絡いただければと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題5、魚病対策の迅速化に向けた更なる対応について、事務局、説明をよろしく願います。

○阿部室長 それでは、最後の資料になります。

資料5です。魚病対策の迅速化に向けた更なる対応ということで説明します。

これは毎回、前回の魚病対策促進協議会で各委員から上がった意見の中で主だったものを取り上げて、それに対して国側の対応状況を説明するというコーナーになっていまして、四つ挙げさせていただきました。

一つは獣医師及び魚類防疫員を対象にした研修について、今後も同様の取組を進めてほしいというものでございます。これについては、令和6年度の予算においても予算を確保しておりますし、引き続き獣医師向け、魚類防疫員向けの研修については内容を見直しつつ、より使ってもらい、勉強してもらい意味のあるものに見直しつつやっていきたいなと思っております。

続いて、遠隔診療の推進に当たっては、遠隔診療に係る経費や必要な機材について導入の支援をお願いしてほしいというのは、正に資料3のところで座長等から御質問のあった内容で、対応状況で答えたような内容を説明済みなので省略します。

それで、一番下のところですがけれども、リスクコミュニケーションについても行ってほしいという部分については、対応したので私から簡単に説明し、また、

廣田委員から消費者団体との情報交換の内容であるとか、竹田委員から業界として消費者とのコミュニケーションは定期的に持っているんですよという説明を頂いたということで、そちらの回答になるかと思えます。

残された一つです。先ほど資料4のところでも後にしましょうと言ったんですが、マイナー魚種の呼び名について三つに先ほど絞りますといったものについて、もし三つに絞ることに対しての御意見でも結構ですけれども、御意見を頂いて、ある程度集約できるものについて今後この促進協議会での呼び名、あと、我々がいろいろな会議において発言する際の呼び名として、徐々に定着させていきたいなと思っております。

呼び名として候補は三つです。一つは6番目にあります地域の重要産業種、その他の意見として中居委員から出た地域基幹魚種、福田委員から出ました地域特産魚種ということですが、順番に手挙げ方式でやりますか。何か意見、ありますか。三つに絞ったことについての。

○廣野座長 そうですね。まず御意見を頂ければと思います。

説明ありがとうございました。

このマイナー魚種の呼び名の見直しにつきまして、事務局の方から三つ、地域の重要産業種、地域基幹魚種、地域特産魚種の提案がありましたけれども、まずこれについて委員の皆様から御意見等ございましたら頂きたいですけれども、いかがでしょうか。

ここでの呼び方で、それが今後広く使われるようになっていくだろうということも前提として御意見あれば。なければこの委員会での呼び名として、まず多数決というか一番皆さんがいいなと思うものを選びたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

特段反対がなければ、委員の皆様、挙手機能を使っていただいて挙手をお願いします。

順番にいきます。地域の重要産業種という呼び名がよいという人、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○廣野座長 3名です。

続きまして、地域基幹魚種がよいという方、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○廣野座長 では、続きまして、最後ですね。地域特産魚種がよいという方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○廣野座長 ありがとうございました。

地域特産魚種が10で、地域基幹魚種が1で、地域の重要産業種が3ということで、微妙な数にならずに地域特産魚種が最も多かったということで、今後この協議会では地域特産魚種と。消費・安全局の方でも今後はこの地域特産魚種という名称を使っていただくということをお願いしたいと思います。

○阿部室長 そうしたら、地域特産魚種ということで進めさせていただきます。

特に医薬品開発のところでは要望がこれまでもマイナー魚種であっても医薬品の開発を続けてほしいという要望が各委員からも寄せられておりました。実際、先ほど資料4のところでは話がありましたとおり、同じエドワジエラ症ということでヒラメ、マイナー魚種、この地域特産魚種のヒラメのエドワジエラ症に対する医薬品の開発ということで製薬メーカーの取組について我々も支援するというサポート体制も取らせていただいております。地域特産魚種の医薬品開発についても引き続き国としては積極的に取り組んでいくということで御理解を頂ければと思っております。

○廣野座長 ありがとうございます。

木村委員は手が挙がっているようですけれども、何か御意見ございますか。

○木村委員 マイナー魚種は地域特産魚種で賛成なんですけれども、それで遠隔診療について私ども内水面の場合は非常にエリアが小さいというか範囲が小さいので、動画といたしますか、そういうのを使うことが非常に効果があるかなと思って試験もやったことがあるんです。例えば摂餌状態を映しておく、真ん中の排水のところのへい死の魚を映す、そういうことをすると結構いろんなことが分かってきて、ただ、これは普段の状態を見ておかないと駄目なんですけれども、先ほど竹田さんが言われたように非常に養殖業界も厳しい状況の中で、人の問題も非常に厳しいですから、もっとこれを使っていきながら動画で物事を判断していくという一つの武器にしていきたいなと思っておりますけれども、これは遠隔診療に使えるかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○廣野座長 御意見ありがとうございます。

養殖している魚の普段から動画を撮っておくことによって、異常を感じたときにそういった既に撮ってある動画を遠隔診療に使えるかどうかというような御質問かと思っておりますけれども、この点について事務局の方からお願いします。

○阿部室長 正に木村委員の提案というのは、例えば国の方で推進しているかかりつけ獣医師がいて、普段から養殖場に接している獣医師、魚病担当者と接している状況の中で動画を使って、いつもと違うよねと。これちょっとおかしいからと判断することは十分にあ

り得る措置だと思えますし、動画活用という意味では、遠隔診療の中で、かかりつけ獣医師の推進とともに非常に有効かなと思います。それにせつかく動画が撮れるのにわざわざ静止面にする必要もないので、その部分については動画でないと分からないところもあるかと思うので、その活用も含めて遠隔診療の事業の中で検討していきたいと思っております。

○廣野座長 事務局、ありがとうございます。

木村委員、よろしいでしょうか。国の方も対応を考えてくださるということです。

○木村委員 ありがとうございます。

実証を今私のところもやっていますので、自分自身で自分の池の状態を撮りながらいろいろと研究を今しつつあります。

○廣野座長 ありがとうございます。

そういった情報なんかもこちらの事務局の方に今後情報共有等していただければ、4月から始まる補助事業の推進にもつながるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村委員 ありがとうございます。

○廣野座長 ほか、いかがでしょうか。ございませんか。

そろそろ時間なんですけれども、一つ、4月から始まる遠隔診療の中で病気の魚とかの写真なんかもどこか集めて、みんなが見られるようにしておくことによって新たに参入してこられた獣医師の方、それから、水産試験場でも魚類防疫員の方は三、四年に一回リセットされてしまいますので、そういった方が勉強したり参考にしたりするような、まずは図鑑的なものがウェブ上にあるといいのかなと思っていますので、そういったことも検討していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○和田副座長 今のお話ですけれども、図鑑ももちろんそうなんですけれども、いわゆる電子カルテみたいなものが集約されていて、いつ起こったのか、どういう状況なのか、いわゆる病歴も含めて、それから、今木村委員から御発言ありました普段のものとどう違うのか。いわゆる我々でいうと問診に当たるところに役立つ情報の展開、それから、結果的にもしも可能であれば診断はどうだったのか、どういう対応をしてそれに対する反応はどうだったのかというものを取りまとめたものが上がっていると、恐らく皆さんの非常にテキストになると思いますので、是非お考えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○廣野座長 ありがとうございます。

そのほか、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

今回の協議会は1年ぶりの開催となったものですが、令和元年9月に第1回を開催しているということで、本日で第10回目を迎えました。これまで本促進協議会で取り上げた項目については、いずれも措置済みという整理がされました。また、私たち促進協議会のメンバーとしましては、国において各課題に対して適切な措置を講じていただき現在に至っていると考えております。第1回開催当初に比べますと、魚病対策の迅速化というテーマについては明らかに進化していると考えております。

私の安直な意見ですが、本当に1回目に開催して座長になったときには、どこに行くんだろうと正直思いました。でも、この10回目を迎えるに至ってちゃんと進んできた。ただ、これで終わりではなく今後も遠隔診療の推進、水産用医薬品の使用基準の見直し等では関連技術が日進月歩で進化していきます。また、獣医師や魚類防疫員、双方の積極的な人材育成なども継続的に取り組む必要があると考えております。今後、本促進協議会の意見を踏まえながら、引き続き魚病対策の迅速化を事務局の方、国の方で進めていただければと思います。

最後に課長が来られましたので、一言いただければと思います。

○星野課長 畜水産安全管理課長の星野でございます。

本日は廣野先生、和田先生を始め各先生方、本当に意見闊達に御審議いただきまして、ありがとうございました。この協議会は今お話しありましたように令和元年、もう5年たちまして10回ということで、基本的には養殖業の発展のための環境整備が非常に重要だということで、そのために我々は食の安全をもちろん前提としまして、魚病対策の充実あるいは迅速化ということで取り組んでまいりました。これまでも、そして、本日も大変貴重な御意見を頂きまして、我々は来年度に向けて事業の適正な運用と、それから、制度につきましても更にバージョンアップをして、よりよい魚病対策、そして、消費者や国民の皆様が安心して食べていただけるような水産食品を提供できたらと思っておりますので、どうぞ引き続き御支援のほどよろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

○廣野座長 どうもありがとうございました。

それで、10回目ということでこれまでずっと副座長としてサポートしていただきました

和田先生、もし何かあれば一言。

○和田副座長 ありがとうございます。

廣野先生のおっしゃったとおり、本当に僕も第1回はこの船はどこに向かって進むんだろうと思っていたんですけれども、本当に消費・安全局の皆様の全体のサポートでもって、ようやくちゃんとした航海に出ることができたなと本当に思っております。私は水産獣医師という立場でこれからもこの仕事に携わっていきたいなと思っているんですけれども、ようやくある意味自分の最後の仕事が見つかったなという思いで、本当にこの促進協議会には心から感謝をしております。

また、これからも皆様と一緒に仕事をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○廣野座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他といたしまして今後のスケジュールについて事務局の方から説明をお願いいたします。

○馬場班長 事務局でございます。

次回、第11回でございますけれども、開催するとなりましたら、また具体的な日程について後日調整させていただき、お知らせしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○廣野座長 11回目の協議会、まだ未定ということですが、決まりましたら、また皆様御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。今後も魚病対策の迅速化に向けて、引き続き御協力をお願いいたします。

最後、事務局の方から何か。

○馬場班長 本日使用しました資料とか議事録につきましては、後日、農林水産省のホームページ上に公開する予定になっております。

以上です。

○廣野座長 それでは、これで本日の第10回の魚病対策促進協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

皆さん、ウェブから御退出ください。ありがとうございました。

午後4時39分 閉会